

許可番号 08-ユ-300197

許可年月日 平成 26年 2月 1日

有料職業紹介事業許可証

(氏名又は名称) 浜野産業 株式会社

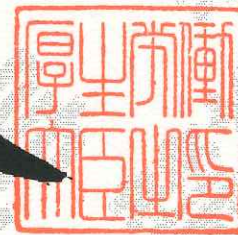
(所在地) 茨城県神栖市奥野谷8071番地3

上記の者は、職業安定法第30条第1項の許可を受けて、下記のとおり有料職業紹介事業を行う者であることを証明する。

平成 29年 2月 1日

厚生労働大臣

塩崎恭久



記

1 取扱職種の範囲等

全職種

国内

以下に該当する求人者からの学校卒業見込み者等であることを条件とした求人は取り扱わない。

・若者雇用促進法第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった求人者

名称 浜野産業 株式会社

2 事業所の

所在地 茨城県神栖市奥野谷8071番地3

3 許可の有効期間 平成 29年 2月 1日から平成 34年 1月31日までとする。

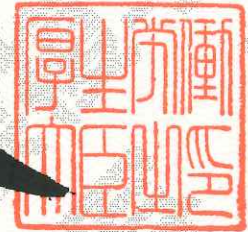
有料職業紹介事業許可条件通知書

浜野産業 株式会社

殿

厚生労働大臣

塩崎恭久



平成26年 2月 1日付け許可番号 08-ユ-300197 の許可は下記の理由により次の許可条件を付して行う。

なお、この処分に不服のあるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に厚生労働大臣に対し、審査請求をすることができる。

また、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（ただし、処分のあった日の翌日から起算して1年以内）に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起することができる。ただし、審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から6箇月以内（ただし、裁決のあった日の翌日から起算して1年以内）に提起することができる。

（許可条件）

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）第56条の規定により使用を禁止されている児童の紹介を行わないこと。
- 貸金業又は質屋業と兼業する場合（法人の代表者又は役員が、他の法人等で兼業する場合も含む。）は、当該兼業する事業における債務者について紹介を行わず、また、債務者を求職者とししないこと。
- 変更の届出により有料職業紹介事業を行う事業所を新設する場合は、当該事業所においても、許可基準の所定の要件を満たすこと。なお、許可基準の1の要件を満たしつつ有料職業紹介事業を行うことのできる事業所数は、平成29年 2月 1日 時点で 48 事業所までであること。
- 合理的な理由なく特定の求人者に限って職業紹介を行うものでないこと。
- 職業紹介事業所間における業務提携を行う場合は、次の事項を遵守すること。
 - 業務提携による職業紹介を実施し得る職業紹介事業者は、職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）の規定により適法に許可を受け、又は届出をした職業紹介事業者に限られるものであること。
 - 求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務（法第5条の3）は、実際に求職者に対して求人のおっせんを行う職業紹介事業者が自らの責任において履行すること。
 - 業務提携に際して求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者又は求職者に提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象とししないこと。
 - 事業所の名称及び所在地、許可番号
 - 法第32条の13及び職業安定法施行規則（昭和22年労働省令第12号。以下「則」という。）第24条の5に規定する次の明示事項
 - 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - 手数料に関する事項
 - 苦情の処理に関する事項
 - 個人情報の取扱いに関する事項
 - 職業紹介事業者が業務提携について明示し、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合には、当該提携先は、法の規定により当該求人又は求職を受理しないことが認められる場合を除き、当該求人又は求職を受理するものとする。
 - 求職者に対してその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努めること。
 - 手数料はあっせんを行う職業紹介事業者による手数料の定め範囲内で当該職業紹介事業者が徴収するものとする。
- 法第33条の7の規定による勧告を遵守すること。

（理由）

- 上記1の理由
ILO第181号条約第9条の趣旨による。
- 上記2の理由
貸金業又は質屋業を行う者が該当営業における債務者を紹介することにより、強制労働や中間搾取等の求職者保護に欠ける事態が発生することを防止する必要があるため。

3 上記3の理由

許可後に届出により新設される有料職業紹介事業を行う事業所においても、有料職業紹介事業許可基準において定められた要件を満たすことにより、適正な事業運営を確保する必要があるため。

4 上記4の理由

合理的な理由なく求人者を特定することにより求人者の利益に偏った職業紹介が行われる可能性があり、違法・不当な職業紹介になることを防止する必要があるため。

5 上記5(1)の理由

職業紹介事業者間の業務提携とは、職業紹介事業者が自ら受理した求人又は求職を、あらかじめ特定された他の職業紹介事業者に提供し、当該他の職業紹介事業者が当該求人又は求職についてあっせんを行うことをいい、各職業紹介事業者は、職業紹介の全部又は一部を行うものであり、法の規定により適法に許可を受け、又は届出をする必要があるため。

6 上記5(2)の理由

職業紹介事業者間の業務提携において、あっせんは1つの職業紹介事業者でしか行われ得ず、あっせんを行う職業紹介事業者のみが職業紹介行為(求人及び求職の申込みを受け、雇用関係の成立をあっせんすること)の全部を行うことから、職業紹介に当たり行わなければならない求職者に対する労働条件等の明示に係る職業紹介事業者の義務は、実際に求職者に対して求人者のあっせんを行う職業紹介事業者が自らの責任において履行すべきものであるため。

7 上記5(3)の理由

求職者の個人情報の取扱いに係る職業紹介事業者の義務は、業務提携による職業紹介の過程で求職者の個人情報を取り扱うすべての職業紹介事業者に課されるものであり、また、守秘義務(法第51条第1項)及び業務上知り得た情報をみだりに他人に知らせてはならない義務(法第51条第2項)(以下「守秘義務等」という。)も同じく業務提携による職業紹介の過程で秘密等を取り扱うすべての職業紹介事業者に課されるものであり、求人者又は求職者が求人又は求職の提供に同意しない場合にこれを行うことは、守秘義務等に反するため。

なお、具体的には、

(1) 求人については、職業紹介事業者は守秘義務等を負っており、業務提携に際して求人を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求人者に業務提携の内容として、提供先の職業紹介事業者に関する次の事項を明示し、求人者が求人の提供に同意する場合に限って行うこととし、求人者が求人の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。

- a 事業所の名称及び所在地、許可番号
- b 法第32条の13及び則第24条の5に規定する明示事項
 - ・ 取り扱う職種の範囲その他業務の範囲
 - ・ 手数料に関する事項
 - ・ 苦情の処理に関する事項
 - ・ 個人情報の取扱いに関する事項

(2) 求職については、職業紹介事業者はその業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、保管し、及び使用する義務(法第5条の4第1項)、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じる義務(同条第2項)並びに守秘義務等を負っており、業務提携に際して求職を他の職業紹介事業者に提供しようとする場合には、あらかじめ求職者に業務提携の内容(具体的には(1)に同じ。)を明示し、求職者が求職の提供に同意する場合に限って行うこととし、求職者が求職の提供に同意しない場合には業務提携の対象としないこととしなければならない。

(3) 以上を確実に実施できるようにするため、職業紹介事業者は、提携先への提供に同意する求人又は求職とそれ以外の求人又は求職を分類して管理しておくことが適当である。

8 上記5(4)の理由

求人又は求職の申込み(法第5条の5及び第5条の6第1項)

業務提携による職業紹介の過程で行われる求人又は求職の受理はいずれも求人又は求職の申込みに係る原則(法第5条の5及び第5条の6第1項)の適用を受けるものであり、他の職業紹介事業者から提供される求人又は求職を受ける際にも同様に適用されるものであることから、職業紹介事業者が業務提携について明示し(7参照)、その上で求人者又は求職者が求人又は求職の提携先への提供に同意した場合に、当該提携先が当該求人又は求職を受理しないことは原則として認められない(この場合の例外は、法第32条の12第1項の規定により職業紹介事業者が業務の範囲を限定して届け出た場合等法において求人又は求職の不受理が認められている場合)。

9 上記5(5)の理由

求職者に対しその能力に適合する職業を紹介し、求人者に対してはその雇用条件に適合する求職者を紹介するように努める努力義務は、業務提携による職業紹介に関わる全ての職業紹介事業者に課されるものであるため。

10 上記5(6)の理由

業務提携による職業紹介を行う職業紹介事業者のうち、職業紹介行為を一貫して行うのはあっせんを行う職業紹介事業者のみであることから、手数料は当該職業紹介事業者による手数料の定められた範囲内で当該職業紹介事業者が徴収できるものであるため。

なお、求人又は求職を受理し、自らはあっせんを行わず、当該求人又は求職を他の職業紹介事業者に提供した職業紹介事業者に対して、求人又は求職の受理等に係る事務処理に一定の費用を要していること等の理由により、徴収した手数料を事後的に配分すること(例えば、あっせんを行う職業紹介事業者が徴収した手数料のうち一定額に相当する額を求人又は求職を提供した職業紹介事業者に支払うこと)は差し支えない。

11 上記6の理由

労働力の需要供給を調整するため特に必要がある場合に行われるものであり、職業紹介事業者として遵守すべきものであるため。